

一般廃棄物処理施設における受入基準

平成21年3月31日市長決裁

一部改正 令和2年3月30日

一部改正 令和3年3月22日

一部改正 令和5年3月31日

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号。以下「条例」という。）第18条第1項に規定する受入基準は、おおむね次のとおりとする。

記

1 受入基準

(1) 処理施設に搬入することができる廃棄物は、市民及び事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下同じ。）が盛岡市の区域（平成4年3月31日における都南村及び平成18年1月9日における玉山村の区域を除く。）で排出した廃棄物で、次に掲げるものとする。

ア 別表第1の左欄に掲げる処理施設の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる廃棄物の種類、性状等の一般廃棄物

イ 別表第2の左欄に掲げる処理施設の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる廃棄物の種類の特定産業廃棄物（条例第21条第1項に規定する特定産業廃棄物に限る。）で、同表の右欄に掲げる性状、搬入量等に適合しているもの

(2) 前号の規定にかかわらず、別表第3に掲げる法令等によりリサイクルの対象となる一般廃棄物は、処理施設に搬入することができないものとする。

(3) 条例第16条第2項の規定により処理施設に搬入してはならない一般廃棄物を例示すると、おおむね別表第4のとおりである。

2 搬入時間

廃棄物を処理施設に搬入することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することがある。

3 搬入できない日

廃棄物を処理施設に搬入することができない日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、搬入することができない日を臨時に搬入することができる日とし、又は搬入することができない日以外の日を搬入することができない日とすることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4 廃棄物の搬入

市民及び事業者は、廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、原則として当該廃棄物が見える状態（容器に入れて搬入するときは、当該容器の中身が見える状態）で搬入しなければならない。

5 実施期日

この受入基準は、平成21年4月1日から施行する。

改正文（令和2年3月30日）

この受入基準は、令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和3年3月22日）

この受入基準は、令和3年4月1日から施行する。

改正文（令和5年3月31日）

この受入基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（処理施設に搬入することができる一般廃棄物）

処理施設の区分	廃棄物の種類、性状等
盛岡市クリーンセンター	可燃性の物（事業系一般廃棄物のうち資源化することが可能な新聞、雑誌、段ボール、雑がみ（圧着はがき、感熱紙等を除く。）及びOA紙（個人情報が含まれている物及びシュレッダー等で裁断された状態の物を除く。）を除く。）であって、盛岡市クリーンセンターにおいて焼却処理することができるもの（1個につき長辺が100cm以下の物（木くずにあっては、50cm×3cm×5cm以下の物）に限る。）
盛岡市収集センター	犬・猫等の死体
盛岡市リサイクルセンター （粗大ごみ処理施設）	(1) 不燃性の物（150cm×60cm×60cm以下の物に限る。） (2) 可燃性の物（150cm×60cm×60cm以下の物（木くずにあっては、150cm×20cm×20cm以下の物）で、盛岡市クリーンセンターにおいて焼却処理することができないものに限る。） (3) 破碎処理が困難でない物 (4) バッテリー（自動車用及び自動二輪車用の鉛蓄電池）
盛岡市リサイクルセンター （資源ごみ分別施設）	(1) ガラスびん（飲料水又は食料用の物であって、ふたを取り除いたものに限る。） (2) 空き缶（飲料水又は食料用の物であって、18リットル缶未満の大きさのものに限る。） (3) ペットボトル（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）第4条第5号に規定する物（油及び食用油脂を含むドレッシングの容器を除く。）であって、ふた及びラベルを取り除いたものに限る。） (4) カセットボンベ及びスプレー缶
盛岡市リサイクルセンター （廃棄物処分場）	上記の処理施設において受入れできない物であって、廃棄物処分場の管理運営に支障を生じないもの

備考 生ごみを盛岡市クリーンセンターに搬入しようとする場合は、当該生ごみの水切りを徹底しなければならない。

別表第2（処理施設に搬入することができる特定産業廃棄物）

処理施設の区分	廃棄物の種類	廃棄物の性状、搬入量等
盛岡市クリーンセンター	紙くず	数量が多量でない物
	木くず	30cm×30cm×3cm以下に切断した物であって、数量が多量でないもの
	繊維くず	数量が多量でない物
	動植物性残さ	水切りを良くした物であって、数量が多量でないもの
	廃プラスチック類	一般廃棄物と一体の構造の物（一般廃棄物との分離が困難で、一般廃棄物の部分が過半を占めているものに限る。）で数量が多量でないもの
盛岡市リサイクルセンター （粗大ごみ処理施設）	金属くず	100cm以下に切断したものであって、一般廃棄物と一体の構造の物（一般廃棄物との分離が困難で、一般廃棄物の部分が過半を占めているものに限る。）で数量が多量でないもの
	ガラスくず	一般廃棄物と一体の構造の物（一般廃棄物との分離が困難で、一般廃棄物の部分が過半を占めているものに限る。）で数量が多量でないもの
	廃プラスチック類	一般廃棄物と一体の構造の物（一般廃棄物との分離が困難で、一般廃棄物の部分が過半を占めているものに限る。）で数量が多量でないもの（盛岡市クリーンセンターにおいて焼却処理することができないものに限る。）

別表第3（法令等によりリサイクルの対象となるため処理施設に搬入することができない一般廃棄物）

区分	品目
法令によりリサイクルの対象となる物	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、自動車、家庭用パソコン（メーカーが存在するものに限る。）及び充電式電池
業界等の自主取組によりリサイクルの対象となる物	二輪車（原動機付自転車を含む。）、家庭用パソコン（メーカーが存在するものを除く。）、廃消火器、インクカートリッジ及びボタン電池

別表第4（処理施設に搬入してはならない一般廃棄物）

区分	品目の例示
毒性を有する物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
引火性を有する物	ガソリン、灯油、溶剤、塗料、廃油等
感染性を有する物	感染性一般廃棄物及び在宅医療廃棄物（注射針等）
火気のある物	燃え殻等で火気の残っている物
著しい悪臭を発する物	腐敗した動植物性残さ、有機性汚泥等
多量の汚水を排出する物	汚泥等で水分を多量に含む物

その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれのある物	バッテリー（自動車用及び自動二輪車用の鉛蓄電池を除く。）、ガスボンベ、業務用冷蔵庫、ピアノ等
-----------------------------------	--